

誰のため？ 何のため？

■著作権法改正へ——山田 葵治

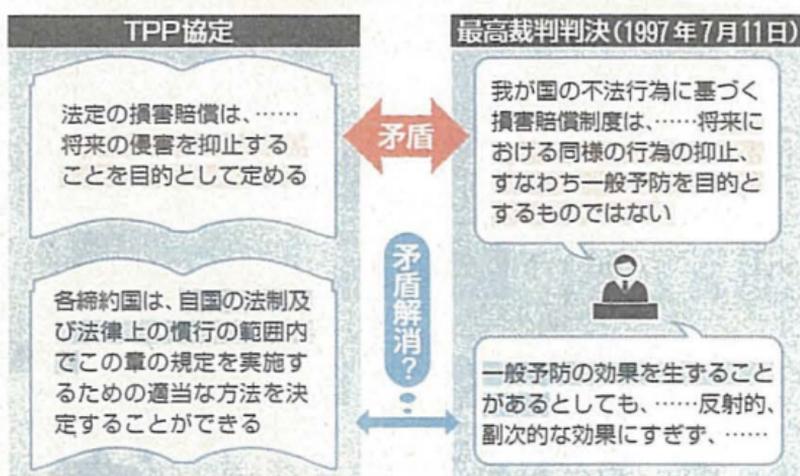
著作権法改正を含む環太平洋連携協定（TPP）関連法案の国会審議は、秋の臨時国会に先送りされました。政府が前のめりの姿勢を改め、TPPについて国民に説明し議論を深める時間ができたことは、よかったです。ではないかと思えます。

今回の話題は、TPPによる著作権法改正のなかでもっとも難しく、しかも影響が大きいかもしれないことについてです。それは、著作権侵害罪に対する法定損害賠償制度の導入についてです。

法定損害賠償とは、著作権を侵害されたときに、あらかじめ決められた方法にしたがって賠償金額を決める制度のことです。この仕組みがあれば、被害者が損害額を証明する必要がな

6 民法の原則は守れるか

法定損害賠償制度導入の論点



くなり、訴訟にかかる労力を抑えることができます。裁判をすればどれくらい賠償金を取れるかの、目算も立てやすくなります。

TPP協定の結果、日本は法定損害賠償制度を受け入れることにしました。実は、日本の著作権法にはこれに近いことを定めている規程がすでにあります。政府の改正案では、賠償額の算定基準として著作権等管理事業者の使用料規程を使うことを追加的に明記して、TPPの要求を満たそうとしています。ところが、これだけでは片付られない問題があります。それは、TPPの条文には「将来の侵害を抑止することを目的として」法定損害賠償制度を設けるとあるからです。日本の民法

法定損害賠償制度導入の影響大

と最高裁判例では、将来の犯罪を予防する目的での賠償を認めません。民法の原則とともにもぶつかりそうであることを、政府はTPPで合意しているのです。

では、この難問をいったいどうやって乗り切ろうというのでしょうか？ 政府の見解は、日本の損害賠償制度は確かに制裁や一般予防を目的としていないが、「加害者に損害賠償責任を負わせることにより一般予防が図られる」という副次的効果がある」と最高裁判例で認められているというものです。TPPでは協定の義務の実施方法については各国の裁量認められているので、現行制度の微調整でTPPの要求を満たせるはずだという考え方がです。

こういう考え方が認められるかどうか、おそらく今後の国会論戦を通してあきらかになっていくでしょう。しかし、もし与党が最終的に数の力でこの考え方を押し通したとしても、別の関門があります。それは、前回解説した米国の「承認手続き」のことです。日本の考え方がそのまま米国にも通じるのでしょうか。日本の政府関係者が米国に説明し理解を得る努力が、国民のみえないところでなされるかもしれません。

はたして、国家の主権とは何なのでしょう。そういった問いをわたしたちに投げかけていることに、TPPの本質があるように感じます。

(国際日本文化研究センター 教授)